

滋賀県いじめ再調査委員会議事録

I 日 時 令和6年11月19日(火) 午前10時から午前11時まで

II 場 所 県庁危機管理センター1階 災害対策室1

III 出席者 委 員：甲津委員、坂本委員、佐々木委員、長谷川委員、山名委員
事務局等：総務部長、総務部総務課職員、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課職員、教育委員会事務局幼小中教育課職員

IV 次第

- 1 開会
- 2 挨拶（総務部長）
- 3 委員紹介
- 4 委員長選任
- 5 委員長職務代理者の指名
- 6 議事（報告事項）
 - (1) 公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について
 - (2) 滋賀県におけるいじめ防止対策について
- 7 閉会

V 審議経過

【1 開会】

【2 挨拶（総務部長）】

- ※ 委員会開催に当たり総務部長が挨拶を述べた。
- ※ 挨拶の後、公務のため総務部長は退席した。

【3 委員紹介】

- ※ 事務局から各委員の紹介を行った。
- ※ 委員紹介の後、事務局等の職員の紹介を行った。

【4 委員長選任】

- ※ 委員の互選により、長谷川委員が委員長に選任された。

【5 委員長職務代理者の指名】

- ※ 長谷川委員長から、甲津委員が委員長職務代理者に指名された。

【6 議事（報告事項）】

(長谷川委員長)

では、次第の6になります。議事ということで、本日は報告事項を2つご用意いただいております。非公開とする内容はありますので、議事を公開するということで、委員の先生方よろしいでしょうか。

※ 異議なし

(長谷川委員長)

はい、ありがとうございます。

それでは、報告事項につきまして、県から報告をいただくということでございますが、議事1と議事2の質疑応答が関連するということも考えられますので、そこで、議事1の「公立・私立の小学校・中学校・高等学校および特別支援学校におけるいじめの状況について」と議事2になります「滋賀県におけるいじめ防止対策について」を一括して報告をいただきたいと思います。

その後これらの質疑応答をまとめて行いたいということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、よろしくお願いします。

※ 教育委員会事務局幼小中教育課から資料に基づき説明

(長谷川委員長)

ありがとうございました。

それではただいまの報告について、ご意見、ご質問などがありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(佐々木委員)

佐々木です。失礼します。ページごとにいろいろと細かいことをお聞きしたいなと思ったのですが、まず1つお願いします。

普段の仕事がスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーをやっているのですが、各地の学校の様子が入ってくるのですけれども、不思議なのが、いじめの認知の学校の数が100%ではないというところがちょっと気になっておりまして。本当はいじめがない、ゼロの学校であってほしいですけれども、現状、このいじめの認知件数が全国的に増えていく中で、いじめの認知がゼロということがあるのであれば、それはどういう意味かなというところでして、どの学校、校種も、100%というところがないわけですね。そこについて、教育委員会としてはどのような理解をされているのかなというところがまず1点です。

それに関連して、先ほど教職員の研修のためのリーフレットもご紹介いただきましたけど、実際学校の中で校内研修、あるいは市町村の研修等で、全ての教職員に対して研修がどれぐらい実施されているのか、というところが気になっております。特に私学とか、あるいは高校における教職員のいじめの知識が十分ではないのではないか、という私の経験

値があるのですが、そのあたりも含めて教えていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

(長谷川委員長)

ありがとうございます。

それでは、教育委員会事務局でよろしいでしょうか。お願いいたします。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

まず、いじめを認知していない学校について、教育委員会としてどう捉えているのか、ということですが、いじめ認知件数がゼロである学校については、真にいじめを根絶できている場合も存在するかもしれませんが、いじめが潜在していないかを点検する必要があると考えております。いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こることを踏まえまして、児童生徒にいじめにあわせないための未然防止について、全ての教職員が取り組む必要があると考えております。

いじめがあると認知されたということは、スタートラインに立つという視点ですので、そういったことも含めまして、いじめの認知がゼロの学校については、学校訪問をさせていただきまして、いじめ防止対策推進法の理解であるとか、定義の理解だとか、そういった確認等をさせていただいているというところでございます。

2つ目にご質問いただきました研修等のことですが、すみません、ちょっと資料お配りをしてないですが、先ほど述べました県のいじめ問題対策連絡協議会というものがございまして、これが先週 11 月 13 日の水曜日にございました。そこで、佐々木委員からご指摘ありましたような課題もやはりあるのではないかとこちらも考えておりまして、対象が県立学校と私立学校になるのですが、その学校におけるいじめ対応の点検調査というものをしまして、その結果をここで紹介をさせていただきたいと思います。

研修についてですが、年間計画にいじめに関する研修を入れていきますかという質問をさせていただきました。そうしましたら、県立学校では 83.6%の学校は実施していると。残りがしていないということになります。私立学校については 84.2%が実施している、という形で、それぞれ年間計画に研修を入れてやっている割合は 100%ではないということになります。

ただ、では、何故していないかという、不定期あるいは計画には入れてないが研修をしているという学校もありますし、職員会議等タイミングを見て、そういったところで研修をしているというお答えをいただいている学校もあります。

ただ、やはりしっかり内容的なものも含めまして、きちっと研修ができているかというところも考えまして、これについても、まずはいじめ対応の核となる管理職の先生や生徒指導を担当しておられる先生に、しっかり研修をしていただいて、それを各学校の方へ広めていただきたいと考えております。以上です。

(長谷川委員長)

佐々木委員、よろしいでしょうか。

(佐々木委員)

はい。自分の問題意識がちゃんと語っていただけましたので。ありがとうございます。

(長谷川委員長)

それでは他いかがでしょうか。甲津委員お願いします。

(甲津委員)

佐々木委員の問題意識を踏まえての質問をさせてください。

まず1つ目がいじめを認知していない学校がありますということなのですが、今の法律によるいじめの定義からすると、通常は認知していないということはあると考ええています。にもかかわらず、認知件数を挙げないということの意味をどのようにお考えになっているのかです。なぜかと言いますと教職員の方からよく聞かされるのは、いじめにもレベルがありますと、法律によるいじめの定義に当てはめると、何でもかんでもいじめになってしまうと、その全てに対応するということは学校が疲弊するばかりだということをおっしゃられた方もおられます。この辺りのいじめに対する認識が原因になっているのではないかなと思われしますが、そのあたりいかがお考えですか。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

甲津委員、ご指摘の部分もあると感じております。

傾向を申し上げますと、いじめ認知ができていない学校は、どちらかというと例えば生徒数が少なくて、生徒さんに対して先生の人数がいるというか、先生1人がみる子どもさんが少ない学校にそういった傾向が多い。あと特別支援学校もそうですけれども、やはり担当されてる生徒さんが少ないといったところがあります。

ただ、お配りしましたいじめのリーフレットのところにも定義を載せさせていただいているのですが、委員からご指摘いただいたように、通常この定義であると、ゼロというのはあまり考えられませんので、先ほども言わせていただきましたが、やはりゼロの学校にはきちっと学校訪問をさせていただいて、ゼロであることがよいのではなくて、きちっと対応できているかどうかというのが問題で、認知をするということは対応のスタートラインに立てたということで、高評価というか、そういうことになりますよということとかをきちっと伝えさせていただいて、対応させていただいております。

いじめではなくて、これは人間関係のトラブルですという形で対応されている事例も確かにありますが、必ずそういったときには、報告を基本的にはいただくので、トラブルであつても、そういったときには、これもいじめにあたりますから、いじめとして組織で対応をしてくださいということを県からは指導をしているところでございます。

(甲津委員)

引き続いてよろしいですか。あまりたくさんは言いませんので、あと2つ質問させていただきます。

2つ目がいじめの対応です。酷いいじめについての対応、これは皆さんがイメージされているような目的のもとに、防がなきゃならないのだと思いますが、冷やかしか、人

間社会においては、先ほど人間関係のトラブルだという捉え方をされる先生がおられるということですが、いじめでもあり、人間関係のトラブルでもあり、両様に評価されると思います。その問題に対して、学校はどういう対応をしていくのが大切なのかなと思います。

そういう意味で、県の基本方針では、いじめ問題の対応は学校含めた社会における最重要課題の1つでありますと述べられています。つまり学校だけでなく社会の重要問題といじめを滋賀県では捉えるということですが、学校から生徒さんが社会に出ていきますけれども、こういった流れの中で、県としてはどういうふうにかこのいじめの問題に対応していこうとお考えになっておられるのでしょうか。私の目から見ると、少ない経験ではありますが、社会ではいじめがまん延してきますけれども、学校内においては対応するけれども、学校卒業したら、対応されないで放置されてるというような状況じゃないのかなと考えますが、いかがかなというのが2つ目の質問です。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

いじめ防止対策推進法でいじめと定義されてるのは学校の範囲ですので、私としては学校の範囲のことでしか、お答えさせていただけないのですが、このリーフレットにもあるのですが、いじめの発見からの対応で、とにかく先生方には組織対応、これを徹底して、例えば学校だけでは対応できない問題も当然出てきますので、その下のほうにもありますが、警察であるとか、そういったところとの連携っていうようなところもきちっとお願いをして対応していただいとてると考えております。

あと、当然被害者に対して、寄り添った対応も大切ですが、やはり加害者がなぜそういった行為に及んだかというところも、学校としては非常に大切な視点ですので、そういったところの見立てを、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門家の先生にも入って見ていただいて、必要であれば、地域の社会福祉の部分であるとか、そういったところと協力をさせていただいて、対応をしているという形でございます。

(甲津委員)

最後の質問です。先ほどこのいじめの状況に対する説明の最後の部分で、一連の重大事態件数が増えている理由の1つの中に、保護者の意向を尊重した対応があるからですというような回答もあったんですが、保護者の意向がなければ、この件数に挙がらなかったようないじめというのはあったのでしょうか。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

重大事態の調査ですが、委員からご指摘いただきましたように、疑いも含めて調査をするようになっておりまして、今ご指摘いただいた部分というのは、保護者が疑いのあるという意味で、学校の方に報告いただいて、調査をしていただいた部分かと思っております。

把握してる数値という形で言わせていただきますと、これは公立の学校になるのですが、重大事態として把握する以前に、いじめとして該当するトラブル等の情報があつたにもかかわらず、いじめとして認知していなかったという案件については、先ほど挙げま

した中、24 件となっておりますが、公立学校は 20 件です。20 件中 5 件ございました。

(長谷川委員長)

よろしいでしょうか。今の点、大丈夫でしょうか。

(甲津委員)

いや、おそらく質問し始めると時間がいくらあっても足りなくなってしまうので、はい。

(長谷川委員長)

今のところは、疑いがあるということで、24 件のうち 20 件が公立学校で、そのうち 5 件あったということですね。わかりました。

私の方からよろしいですかね。事実確認にもなると思うし、今のお話の流れで、もしかしたら今後の視点になっていけばいいかなと思うのですが、まず高等学校、中高は特に部活動の中での出来事が、可能な範囲でいいですけれども、他府県を見ても、部活動が絡んだものがいくつか情報として挙がってきます。そのあたりも何か数字的な確認というのはいかがですか、というのが 1 点目になります。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

24 件中、部活動の件が何件ですというのは、申し訳ございません、データとしては持っておりませんが、ご指摘の通り、部活動というのは、やはり子どもたちの活動の中心の場にもなっておりますので、いじめの案件としては多いというのが現状としてあります。

(長谷川委員長)

ありがとうございます。もう 1 点ですけども、高等学校の資料ですね、いじめの内容でパソコンやスマートフォンなどを介したいじめということで、私もいじめ、不登校、あとは部活動の体罰問題など調査をしているのですが、高等学校の生徒間のスマホでのコミュニケーションの延長に、例えばいじめ、いじりを含めたいわゆる冷やかしの問題がかなり絡み合ったものが非常にあるなど。パソコンというのも最近オンラインゲームの中での、いわゆるコミュニティの中での誹謗中傷なり、いじめというようなことも調査などを見ると、非常に顕著に出てきているところもあるんですけども、これはそこまでおそらく確認はできないと思うんですけども、部活動もいわゆるネットの中での出来事も、かなり閉鎖的なところでのやり取りに対してどういうふうに学校側が、あるいは教師の側が認知するかというのはかなり難しい状況なんだろうというところを、今後どういうふうに学校現場の中で、あるいはそういうところの視点を置いた取り組みなどで、何かその突破口みたいなものが県としてあるのであれば、今の状況でもちろん結構ですけども、何かいただければと思うのですが、いかがでしょう。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

滋賀県はいじめに関して、アンケートとかの調査の割合以上に、子どもたちが先生に、

ちょっと困ってるよ、というのを言ってくれて発覚するという割合が、他府県より非常に多くなっております。

委員長がご指摘いただいたように、SNS上であるとかそういったこともやはり閉鎖的な状態になっているので、子どもたちからそういった声が来ないと、なかなか発見できないということがありますので、今現状滋賀県としてはそういったところで子どもたちの声が聞けているという状況にありますので、そのことをさらに、そういった学校の雰囲気であるとか先生と子どもたちの関係であるとか、そういったところを維持していきたいと考えております。

(長谷川委員長)

ありがとうございます。それではまもなく予定の時間が近づいてまいりますが、何かさらにご質問等あれば。では、お願いします。

(坂本委員)

1つだけ質問させていただきます。

これは私自身の立場とも関係があるかなと思うのですが、大人の臨床を主にやっているもので。というのは、いじめの問題はお子さんの間での問題というのが主になるかとは思っているのですが、もちろんそれを支えようとする教職員の方がおられるわけで、その教職員の方、学校全体と言っていいかもしれないけれども、そういう中で、いじめに対応できるだけのゆとりを持てるような状況があるのかという。あるいはその先生間のコミュニケーションとか、そういう中での対話がどうであるとか、学校全体としてのコミュニティの機能というか、そういうものが結構シビアなところがたくさんあるのではないかなというのは、正直日々思ってます。だから、この問題の関わりにしても、大切なことは1つ1つ丁寧に子どもたちの声を聞くことだけでも、それを聞くゆとりを持てる先生方の状況というのを作るということをややはり抜きにしては語れないんじゃないかなというのを日々思ってます。そのあたりで、何か簡単に結構ですので、一言、何かそういう県としてもやろうかなと思ってることがあればお聞きできたらなと思います。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

おっしゃっていただいている通りでして、やはり先生方が子どもたちの声をしっかり聞くといった余裕がないという部分もあります。県としては、先ほども述べましたが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった、専門家の方をいかに活用というところとちょっと表現が悪いかもしれませんが、活用していくか、やはりいろんな事案で子どもの背景を見たりするときには、専門家の力が必要ですので、そういったところを学校の先生方がしっかり専門家とも一緒にやっていけるような体制作りというのを進めていきたいというふうに考えております。

(長谷川委員長)

ありがとうございます。それでは時間になりますが、山名委員、よろしいですか。

(佐々木委員)

私から1点だけ。何度も申し訳ございません。坂本先生がおっしゃったところとすごく類似しているのですが、いじめの対応のときだけ組織対応なんてことはできないですね。日頃から、チーム学校が機能しているということが大前提になっていて、もうだいぶ前の他県の教職員向けのアンケート調査でも、教師のその疲弊感というところが、相談できる同僚がいる、相談できる管理職がいると答えている学校の先生の疲弊感はやはり少ないですね。これは文科省の精神科の先生を中心としたプロジェクトでも同じような結果が出ていて、そうなってくると、普段からその学校の中にどれだけチームで対応することが根付いているのかが、ひとつキーポイントになるのかなと。担任の先生とか学年ぐらいで、これは生徒間トラブルだなという状況が起こってしまうことを予防するためにも、やはり普段から担当や担任が1人で考えるのではなく、組織で考えるというところが根付いていることがポイントかなと思うのですが、先ほどのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用というところも、現在問題がこじれてから相談するという形で使っていると少なくありません。どちらかというと本当は発達支持的な生徒指導の部分であったり、未然予防や早期発見、早期対応のところ、チーム作りで使っていただくのが一番いいのかなと思うのですが、組織作りというところで、県としてカウンセラーやソーシャルワーカーをどういうふうに使ってほしいなことを強くおっしゃっているのかどうかについて、教えてください。

(教育委員会事務局幼小中教育課)

佐々木委員にご指摘いただいたように、まず1つは同僚性。これはもうずっとですが、校長先生方とか対象の研修で、やはり大切なのは、同僚性。子どもたちも安心安全な学校、先生方にとっても安心安全な学校、それが一番大切ですよといった話は研修等でも、こちらからも発信しているところでございます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用についてですが、先ほども申しました、先週行われました、いじめ問題対策連絡協議会でも、臨床心理士の先生から初期対応のところで、なかなか関わらせてもらえないというご指摘もいただきました。各学校のいじめ対策組織には、それぞれスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーに入っているのですが、実際、配置の時間の関係もあるのですが、毎回そこで関わっていただけというわけではないのが現状です。

ただし、やはり初期対応の部分で関わっていただくというのが大切ですので、山名委員はカウンセラーをしていただいているのでご存知だと思うのですが、スクールカウンセラーのリーフレットであるとか、そういったところで初期から対応に関わるように、カウンセラーの方からも積極的に声をかけてください、学校からも積極的に声をかけてくださいといったようなことを周知しているところでございます。

(山名委員)

それについて、一言。私、滋賀県でスクールカウンセラーをやっております、小中高全部行っております。スクールカウンセラーの役割として大きく、もちろん保護者、児童生徒と面談することもですが、何よりも先生方へのコンサルテーションが非常に重要であ

るということを、毎回研修では言われておりまして、まさにそうだなと。誰も1人にしないとか、取り残さないとか、常に誰かと一緒に考えていこうねというような姿勢を我々スクールカウンセラーはその意識を持ってやっております。以上です。

(長谷川委員長)

ありがとうございます。それでは、時間も参りましたので。

本日、非常に深い議論をいただきまして、また事務局の方も非常に丁寧に回答いただきましてありがとうございました。様々な視点や御示唆をいただいたというところで、再調査委員会としても、今後、滋賀県のいじめの防止に向けて、この委員会が立ち上がらないことは祈りつつ。ただ一方で、委員会としていろいろと対応できるところは、こういった議論を通じながら、また県ともいろいろ意見交換をしていければと思っております。

それでは、質疑についてはこれで終えたいと思います。ありがとうございます。

事務局から何か他にありましたらお願いいたします。

※ 事務局からの連絡事項はなし

(長谷川委員長)

それでは、以上をもちまして、会議を終了とさせていただきます。

本当に今日は第1回目ということで、事務手続も含めて、いろいろご協力をいただきましてありがとうございます。また今後こういった委員会を通じて、意見交換ができていけたらと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

令和7年1月13日

滋賀県いじめ再調査委員会

委員長 長谷川 誠